

三にゅす

日本共産党船橋議員団

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>

市 会 議 員	佐藤重雄 ☎432-9872
石川敏宏 ☎462-4548	関根和子 ☎447-0557
事務所 ☎467-2860	事務所 ☎440-7950
岩井友子 ☎438-8647	中沢学 ☎493-8140
事務所 ☎429-2160	事務所 ☎462-7273
金沢和子 ☎422-5278	渡辺ゆう子 ☎462-7273

住宅助成制度の創設などを要望

5月8日、日本共産党船橋青年支部（松崎さち他2名）が市に「住宅助成制度の創設を求める要望書」を提出し、建築部長、住宅政策課長と交渉しました。要請した内容は、船橋市でも「家賃補助制度を実施すること」や「市営住宅を増設し、若年単身者も入居可能にすること」等です。

非正規雇用で 重い負担となる家賃

2013年は非正規雇用者の割合が過去最高の36・6%に達し、20〜34歳の独身男性の3割弱が年収200万円未満となりました。10代から30代の女性の半分以上が非正規雇用で働いています。こうした中で若者に重い負担となるのが家賃です。

交渉参加の若者から「親と同居している。一人暮らしを考えると民間アパートを借りるにも敷金・礼金・家賃と高くて払えない。若い単身者は原則市営住宅への入居資格がないとされているが入れるようにしてほしい」「友達の多くが奨学金を借りて学んでいる。卒業して働くようになると、奨学金返済と高い家賃で自立できなくなる。家賃補助制度を実施してほしい」との要請が出されました。

市営住宅供給計画見直しで 若者の声反映を

船橋市の市営住宅戸数は現在、1297戸で周辺市と比べても、大変少なく市民の需要に比べられていません。さらに公営住宅は高齢化が進み、自治会役員のなり手がいな

い、清掃ができない等の問題も出ています。

市もこの実態を認め「市営住宅も高齢化しているので若者を入れる検証をしなければ」と思っている。「他の自治体で若い方々に定住してもらうため実施している家賃補助制度であるが、当市でも将来的には必要になるのでは」等の発言がありました。平成28年度には市営住宅供給計画の見直しが行われます。若者たちの声が反映されるよう、今後も取り組んでいきます。



▲丸山慎一県議と関根和子市議も同席しました

憲法9条が

ノーベル平和賞候補に

4月9日、「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員会（事務局は神奈川県内）にノーウェー・オスロのノーベル委員会から「あなたの提案をうけとりました。ことしは278の候補者が登録されています。受賞者の名前は10月10日に発表されます」との文書が届きました。

同実行委員会は、戦争放棄を掲げる憲法9条を保持し続けた「日本国民」を受賞者にと提案していました。

きっかけは二人の声から

昨年1月、神奈川県座間市に住む一人の女性が、「戦争はよくない、平和憲法を守りたい。憲法9条にノーベル賞を」とイ

ンターネット上で呼びかけました。この呼びかけに、座間市と相模原市の地域9条の会が協力し、昨年8月に「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員会が結成され賛同署名にとりくんできました。

ノーベル賞は、受賞候補となるには大学教授や国会議員などによる推薦が必要とされています。実行委員会の呼びかけに、え、大学教授らが推薦人となり、「受賞候補」への登録が実現しました。現在の推薦人は43人になっています。

インターネットの賛同署名は、現在約3万5千筆で、100万筆めざし呼び掛けが継続されています。

世界の平和のために 平和憲法を守ろう

実行委員会は「受賞に向けて『世界の平和を願う戦争しないことは良い事であり、守り、広めていこう！』という価値観の共有自体にも、意味があるのではないでしょうか。改憲の危機に直面している今、世界の平和のために平和憲法を守り、活かし、広めていくための取組の一

署名文は下記です。

「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員会HPより

ノルウェー・ノーベル委員会 御中

日本国憲法は前文からはじまり特に第9条により徹底した戦争の放棄を定めた国際平和主義の憲法です。特に第9条は、戦後、日本国が戦争をできないように日本国政府に歯止めをかける大切な働きをしています。そして、この日本国憲法第9条の存在は、日本のみならず、世界平和実現の希望です。しかし、今、この日本国憲法が改憲の危機にさらされています。

世界各国に平和憲法を広めるために、どうか、この尊い平和主義の日本国憲法、特に第9条、を今まで保持している日本国民にノーベル平和賞を授与してください。

日本共産党船橋市議団主催

無料 法律相談

6月13日(金)

労働相談も
受けています

弁護士が
相談を
受けます

会場：中央公民館

時間：午後1時～4時

要予約 ☎436-3030

つとしてご理解・ご協力いただけましたら幸いです。」と発信しています。